

プチ保育事業について（ご案内）

プチ保育事業とは？

保護者の勤務時間や勤務形態の多様化、育児疲れ解消、出産等に伴う保育需要に対応するため、一時的に保育を必要とする児童をお預かりする事業です。

***対象児童** 保育所等に通っていない又は在籍していない、おおむね生後4ヶ月（首がすわっていること。）から就学前の児童 ※詳細は裏面参照



*種類

① 就労等による保育サービス事業（特定保育）

〈対 象〉保護者の就労等により、1か月当たり概ね60時間以上の保育を必要とする児童

〈条 件〉市内在住している者又は、市内の保育所等（※1）で保育士等（※2）として働く者

〈利用期間〉保育を必要とする期間

② 就労等による保育サービス事業（一時保育）

〈対 象〉保護者の就労等により、1か月当たり概ね60時間未満の保育を必要とする児童

〈条 件〉市内在住している者又は、市内の保育所等（※1）で保育士等（※2）として働く者

〈利用期間〉14日以内／月



③ 出産等による保育サービス事業

〈対 象〉保護者の出産、傷病、災害、事故、入院等により、一時的に保育を必要とする児童

〈条 件〉市内在住している者又は、児童の祖父母が市内に在住している者

〈利用期間〉14日以内／月

④ 私的理由による保育サービス事業

〈対 象〉育児疲れの解消等、保護者のリフレッシュのため利用する場合の児童

〈条 件〉市内在住している者

〈利用期間〉5日以内／月

※1 保育所（保育園）、幼稚園、認定こども園

※2 保育士、幼稚園教諭、保育教諭（保育士と幼稚園教諭の両方を必要とする人）

*申込み受付時期

① 利用日の3ヶ月前の初日から当日までの間

②～④ 利用日の1ヶ月前の初日から当日までの間

※受付時期は、荒天等当日の状況により、異なる場合がありますので、必ず事前に各保育園・こども園に確認してください。また、利用前には子どもの状況を確認するために面談が必要となっています。

＊申込方法

実施保育園・こども園にある申請用紙に必要事項を記入し、利用希望園へ事前に申込みをしてください。但し、①特定保育を希望される方は、申請用紙以外に保護者全員分の「家庭状況調査書(特定保育用)」が必要となります。その他、出産等による保育サービス事業利用の場合、母子手帳や傷病証明書等の提出をお願いします。

※利用状況や審査の結果、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

＊利用料金（1日当たり）

4月1日現在の 児童の年齢	利用時間	
	8:00～16:00 以内	左記時間帯以外
3歳未満	2,000円	2,500円
3歳以上	1,000円	1,250円

※利用料とは別に、給食代・おやつ代が必要です。（約300円程度）

＊幼児教育・保育の無償化について

お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けた場合は利用料金（給食代・おやつ代は除く）が還付（無償化）される可能性があります。詳細はお住まいの市町村に確認ください。

＊支払方法 利用当日の児童受入時に直接利用園に支払う。

＊実施保育園・こども園及び利用時間

園名 (電話番号)	保育時間		対象児童	定員
	平日	土曜日		
天道保育園 (41-0077)	7:30～18:00	7:30～18:00	離乳食が完了した児童	各園で プチ保育の 利用者 1日10名 程度
築山保育園 (41-0999)	7:30～18:00		離乳食が完了した児童	
西端保育園 (42-2566)	7:30～19:00	7:30～18:00	生後4ヶ月経過児童	
碧のうさぎ保育園 (41-6588)	7:30～19:00		生後6ヶ月経過児童	
へきなんこども園 (41-7300)	7:30～19:00		生後4ヶ月経過児童	
第2へきなんこども園 (42-8222)	7:30～19:00	7:30～18:00	生後4ヶ月経過児童	
こども園ひまわり (45-6001)	7:30～19:00	7:30～18:00	生後6ヶ月経過児童	

＊お問合せ

利用申込みについて

→ 利用希望保育園・こども園

プチ保育事業について

→ 利用希望保育園・こども園

または碧南市役所こども課 電話 95-9887（直通）